

学校給食費に関する Q&A

Q1 「公会計化」って何？

学校給食の食材費として保護者の皆様から納付していただいている学校給食費を、日向市が徴収して市の予算に入れ(歳入)、市が学校給食の食材を購入し、その費用を市の予算から支払う(歳出)ことです。

公会計化後は、学校ごとに異なっていた納付方法について、口座振替や申出による児童手当からの差引きもできるようになるなど、統一化されています。

Q2 いつから「公会計化」しているの？

令和5年4月から実施しています。



Q3 公会計化する理由は？

次の3つのことを主な目的としています。

- ①学校や幼稚園での学校給食費の徴収・管理をなくし、PTAや育成会の皆様、教職員等の負担軽減を図るため。
- ②学校給食費を取り扱える金融機関を増やし、申出があれば児童手当からも差引きができるようになるなど、保護者の皆様の利便性の向上を図るため。
- ③学校給食費の徴収・管理の効率化や予算管理の透明性の向上を図るため。

Q4 学校給食費の納付方法はどのような？

口座振替のほか、申出があれば児童手当からの差引きもできます。

児童手当からの差引きによる納付の場合は、こども課から学校給食センターに学校給食費が直接振り込まれるため、金融機関での「口座振替依頼書」の手続きは必要ありません。

ただし、公務員の方、児童手当受給資格条件の所得の上限を超えていらっしゃる方、市外の自治体から児童手当を受給されている方におかれましては、日向市のこども課から児童手当を受給されていないため、児童手当からの差引による納付ができず、口座振替の手続きが必要になります。

また、やむを得ず口座振替や児童手当からの差引きによる納付ができない場合には、納付書を送付しますので、取扱金融機関で納付してください。

なお、公会計化後の学校給食費は、学校での納付はできません。

Q5 就学援助や生活保護の支援を受けている場合は、学校給食費の納付はどのような？

就学援助の支援を受けている場合は、学校教育課から学校給食センターへ学校

給食費が直接振り込まれます。生活保護の支援を受けている場合は、福祉課に代理納付の申請をしていれば、福祉課から学校給食センターへ学校給食費が直接振り込まれます。申請をされていない場合は、口座振替や児童手当からの差引きによる納付となりますので、福祉課にお尋ねいただき、代理納付の申請をしていただきますようお願いいたします。

なお、就学援助や生活保護の支援を受けなくなった場合には、学校給食費を口座振替や申出による児童手当からの差引きにより納付していただくこととなります。

Q6 就学援助が認定(毎年6月末頃に認定予定)されるまでの学校給食費の納付はどのようなのですか？

就学援助が認定されるまでの期間の学校給食費は、納付の必要はありません。ただし、就学援助が認定されなかった場合には、それまでの期間の学校給食費をまとめて(一括して)納付していただくこととなります。

Q7 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどのようなのですか？

翌月10日頃に再振替をします。それでも口座振替ができなかった場合には、納付書を送付しますので、金融機関で速やかに納付してください。

Q8 経済的に学校給食費の納付が困難な場合はどうすればいいのですか？

支給要件に該当すれば、就学援助又は生活保護を受けられる場合があります。就学援助や生活保護の認定を受けた場合には、学校給食費は就学援助費や生活保護費から納付されますので、学校又は市教育委員会学校教育課にご相談ください。

Q9 学校給食費を滞納した場合はどのようなのですか？

納付期限までに学校給食費の納付が確認できない状況が一定期間続く場合には、督促状を送付しますので、速やかに納付してください。督促状の送付を受けてもなお納付されない場合は、裁判所を通じた法的措置を含め、厳正な手続を取らせていただきます。

また、遅延損害金が発生する場合があります。

Q10 病気などで学校給食を食べない場合は、学校給食費はどのようなのですか？

事前に食材の発注を止めることができた日から数えて連続して5日以上学校給食を食べない場合は、「学校給食欠食届」を学校へ提出していただき、学校給食費を調整します。

なお、学校給食費の調整は、1年分をまとめて3月に行います。

Q11 食物アレルギーで牛乳が飲めません。学校給食費はどのようなの？

牛乳が飲めない場合は、「学校給食停止(再開)届」を学校へ提出していただき、牛乳代を差し引いた月額で学校給食費を納付していただきます。主食(ご飯、パン)を全く食べられない、副食(おかず)を全く食べられない場合も同様となります。

Q12 食物アレルギーでマヨネーズパンが食べられません。学校給食費はどのようなの？

食物アレルギーでマヨネーズパンを食べられない場合は、家から主食(ご飯、パン)を持参するため、「学校給食停止(再開)届」を学校へ提出していただき、学校給食費を調整します。

なお、学校給食費の調整は、1年分をまとめて3月に行います。

このように、食物アレルギーにより学校給食の一部(いか、たこ、貝類、魚など学校給食で除去食や代替食の対応ができないその他の食品)が食べられず、家から弁当を持参する場合には、学校給食費を調整します。

Q13 市外学校に転出する場合の手続を教えてください！

「学校給食停止(再開)届」を学校へ提出してください。学校給食費は、食材の発注を止めることができた日の前日までで精算しますので、早めの提出をお願いします。

また、市内の学校から市内の学校へ異動する場合は「学校給食申込変更届」を学校に提出してください。

Q14 保護者(学校給食費負担者)が変更になった場合など、「学校給食申込書」の内容に変更があった場合はどうするの？

「学校給食申込変更届」を学校へ提出してください。

Q15 学校給食費を振替する口座が変更になった場合など、「口座振替依頼書」の内容に変更があった場合はどうするの？

「口座振替依頼書」を金融機関に再度提出してください。

お問い合わせ先

〒883-0033 日向市大字塩見3016番地3

日向市学校給食センター

TEL : 0982-55-0555 FAX : 0982-55-0800

Mail : kyusyoku@hyugacity.jp

